



平成 25 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社インテリジェント ウェーブ
代表者の役職名 代表取締役社長 山本 祥之
(コード番号 4847)

問 い 合 わ せ 先 常務取締役 経営管理本部担当 垣東 充

TEL 03-6222-7015

株式の分割及び単元株制度の採用並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 28 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式の分割及び単元株制度の採用並びに定款の一部を変更することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の分割及び単元株制度の採用の目的

単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成 19 年 11 月 27 日付）及び「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」（平成 24 年 1 月 19 日付）の趣旨に鑑み、当社株式の利便性及び流動性の向上に資するために、1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式の分割

(1) 株式の方法

平成 25 年 12 月 31 日（火）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 12 月 31 日（火）最終の発行済株式の総数に 99 を乗じた株式数といたします。

①分割前の発行済株式総数	263,400 株
②分割により増加する株式数	26,076,600 株
③分割後の発行済株式総数	26,340,000 株
④分割後の発行可能株式総数	105,360,000 株

(3) 分割の日程

①基準日公告日	平成 25 年 12 月 13 日（金）
②基準日	平成 25 年 12 月 31 日（火）※実質的には平成 25 年 12 月 30 日（月）
③効力発生日	平成 26 年 1 月 1 日（水）

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式の分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 1 月 1 日（水）

（ご参考）平成 25 年 12 月 26 日（木）をもって、東京証券取引所における売買単位が、1 株から 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式の分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、当社定款の一部を変更いたします。

- ①株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ②単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第8条（単元株式数）を新設いたします。
- ③第8条の新設に伴い、必要となる条数の繰り下げを行います。
- ④第6条の変更及び第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則第1条及び第2条を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,053,600株</u> とする。 第7条 （条文省略） （新 設） 第8条～第41条 （条文省略） （新 設）	第2章 株 式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>105,360,000株</u> とする。 第7条 （現行どおり） <u>（単元株式数）</u> 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 第10条～第43条 （現行どおり） <u>附 則</u> 第1条 第6条の変更及び第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成26年1月1日とする。 第2条 前条及び本条は、平成26年1月1日をもって削除する。

(3) 変更の日程

効力発生日 平成26年 1月 1日（水）

以 上